

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領

平成23年4月1日22環第287号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

第1 趣旨

本事業は、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成23年4月1日22環第286号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 バイオエタノール混合ガソリン事業

1 事業実施手続等

(1) 地域協議会

ア 要綱別紙1の第1の1により設置する地域協議会は、別添に定める要件を満たすものであって、原料供給者、バイオ燃料製造事業者、バイオ燃料供給事業者、都道府県、市町村、バイオ燃料実需者等、地域の実情に応じた者がその会員になるものとする。

イ 要綱第3の2に定める事業実施期間終了後においても、バイオ燃料の地域普及の観点から、事業実施主体が自主的に地域協議会の運営を継続することが望ましい。

(2) 地域計画

ア 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）は、公募により地域計画の募集を行うものとする。

イ 要綱別紙1の第1の2の（1）により作成する地域計画は別記様式第1号によるものとし、別記様式第2号により環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

ウ 次に掲げる事項に関し、事業終了後に達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

① バイオエタノール製造量

事業実施最終年度におけるバイオエタノール製造量の目標を設定する。

② バイオ燃料販売量

事業実施最終年度におけるバイオ燃料販売量の目標を設定する。

③ バイオエタノール製造効率

使用原料ごとに、事業終了時におけるバイオエタノール製造効率の目標を設定する。製造効率は次のとおり算定するものとする。

「バイオエタノール製造効率」＝

「事業終了時のバイオエタノール製造量（キロリットル）」÷「原料（トン）」

④ バイオ燃料の品質適合度

バイオ燃料の品質につき、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（昭和5

1年11月25日法律第88号。以下「品確法」という。)等に定める品質を満たすものとする。

エ ウの③及び④は、「成果重視事業」の枠組みの中で実施する技術実証の目標として設定するものであり、次に掲げる数値又はそれ以上の数値を目標として設定しなければならない。

① バイオエタノール製造効率 (キロリットル/トン)

原 料	製造効率
てん菜	0.10
小 麦	0.43
コ メ	0.45
甘 藷	0.20

ただし、地域性等の理由により、上記の製造効率を下回る場合及び上記以外の原料を使用する場合の目標は、事業実施主体が設定し、環境バイオマス政策課長の承認を受けるものとする。

② バイオ燃料の品質適合度

品確法等に定める品質を満たす割合 100%

実証試験等のため、品確法で規定していない性状のものを使用する場合には、環境バイオマス政策課長と協議の上、個別に目標を設定するものとする。

オ 要綱別紙1の第1の2の(1)及び(2)について、地域の実情等によって、地域協議会が確実に設置されると見込まれる場合、本事業を実施しようとする者による地域計画の提出を認めるものとする。この場合、地域協議会の代表者になることが予定される者が、環境バイオマス政策課長に地域計画を提出するものとする。

カ 環境バイオマス政策課長は、地域計画の審査に当たっては、事業の公平性及び透明性を図るため、学識経験者等で構成される審査委員会を設置し、同委員会の意見を聴取するものとする。

キ 要綱別紙1の第1の2の(3)の地域計画の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 地域計画の変更

ア 要綱別紙1の第1の3の地域計画の重要な変更は、以下に掲げる場合とする。

- ① 目標の変更
- ② 事業の中止又は廃止
- ③ 事業実施主体の変更
- ④ 施設整備に係る事業費の10パーセント以上の増減
- ⑤ バイオエタノール製造量又はバイオ燃料販売量の変更
- ⑥ その他地域計画の変更が特に必要と認められる場合

イ 地域計画の変更を行う場合の申請は、別記様式第4号によるものとし、別記様式第1号の地域計画に準じた書類を添付するものとする。

ウ 環境バイオマス政策課長は、地域計画の変更の承認をするときは、原則として、学識経験者等の意見を聴取するものとする。ただし、緊急に地域計画の変更の承

認をする必要がある場合については、この限りではない。緊急に地域計画の変更の承認をする必要がある場合とは、事業実施主体が倒産する等の理由で事業の継続が困難となる場合又は事業実施主体が買収される等の理由で補助金等の交付先を変更しなければならない場合等、補助金等の交付を中止又は変更しなければならない場合を指す。

エ 要綱別紙1の第1の3の(1)の地域計画の変更の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

(4) 事業実施計画

ア 要綱別紙1の第1の4の(2)により作成する事業実施計画は別記様式第5号によるものとし、事業実施年度の前年度の2月28日までに、事業実施計画申請書を別記様式第6号により地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあつては環境バイオマス政策課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、事業実施初年度においては、環境バイオマス政策課長により地域計画が承認された後、速やかに提出するものとする。

イ 要綱別紙1の第1の4の(3)の事業実施計画の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

ウ 地方農政局長は、要綱別紙1の第1の4の(3)の審査に当たっては、環境バイオマス政策課長により承認された地域計画と整合が図られていることを確認するものとする。

(5) 事業実施計画の変更

ア 要綱別紙1の第1の5の事業実施計画の変更の承認を受けなければならない別に定める場合とは、以下に掲げる場合とする。

① (3)アに定める地域計画の重要な部分の変更

② 事業内容の変更による増額

イ アに定める事業実施計画の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第8号により、別記様式第5号の事業実施計画に準じた書類を添付するものとする。

ウ 要綱別紙1の第1の5の事業実施計画の変更の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

(6) 事業の着手

ア 事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ地方農政局長の適正な指導を受けるとともに、事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。別記様式第9号）を地域協議会を経由して地方農政局長に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金等の交付が確実である旨の環境バイオマス政策課長からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。

ウ 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金等の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

2 助成

- (1) 事業実施主体が実施中又は既に終了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 補助対象事業費は、本事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設整備の規模については事業目的に合致するものでなければならない。
- (3) 要綱別紙1の第3の国の助成措置の対象となる事業及び経費は、別表の1のとおりとする。

3 事業の評価等

- (1) 要綱別紙1の第4の1(1)の報告は、別記様式第10号により事業実施年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。
- (2) 要綱別紙1の第4の5の報告は、別記様式第11号により本事業の終了後の5か年度にわたり、各年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

4 収益納付

- (1) 技術実証を行う事業実施主体は、要綱別紙1の第5の1の規定に基づき、事業実施期間中及び事業終了後の5年間について、各年度の終了した日から90日以内に、別記様式第12号により収支状況報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出される最後の収支状況報告書において、事業開始時からの累計で利益が生じた場合には、技術実証に係る補助金の額を限度として、その利益に相当する金額を地方農政局長に納付するものとする。
- (3) (2)の納付の期限は、地方農政局長による納付を命ずる通知の日から20日以内とする。

5 知的財産権の帰属等

- (1) 本事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第13号による確認書を地域協議会及び地方農政局長を経由して、環境バイオマス政策課長に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。

ア 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第14号により報告書を作成し、地域協議会及び地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾す

るものとする。

ウ 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(2) 事業実施主体が本事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(3) なお、特許権等の知的財産権とは以下のものとする。

ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

エ 品質登録を受ける地位又は育成者権

オ プログラム及びデータベース著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む）

6 事業成果の報告

(1) 地域協議会は、本事業による成果をとりまとめ、地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

(2) 本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、本事業による成果である旨を明記するものとする。また、その刊行物又はその別刷2部を添えて、当該刊行又は掲載について、地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

第3 バイオエタノール技術評価検討事業

1 事業実施手続

(1) 業務提案書

ア 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）は、公募により業務提案書の募集を行うものとする。

イ 要綱別紙2の第1の1の(1)により作成する業務提案書は、別記様式第1号によるものとし、別記様式第2号により環境バイオマス政策課長に申請するものとする。

ウ 要綱別紙2の第1の1の(2)による業務提案書の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

エ 要綱別紙2の第1の1の(3)に定める業務提案書の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

① 民間評価検討団体が他の者との間で合併、事業の譲渡等を行う場合

② 事業を中止又は廃止する場合

③ その他業務提案書の重要な変更が特に必要と認められる場合

オ 業務提案書の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第4号によるものとし、別記様式第1号の業務提案書に準じた書類を添付するものとする。

カ 要綱別紙2の第1の1の(3)による業務提案書の変更の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

(2) 業務実施計画

ア 要綱別紙2の第1の2の(1)により作成する業務実施計画は、別記様式第5号によるものとし、要綱別紙2の第1の1の(2)による業務提案書が承認された後、速やかに提出するものとする。

イ 要綱別紙2の第1の2の(2)による業務実施計画の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

ウ 環境バイオマス政策課長は、要綱別紙2の第1の2の(2)の審査に当たっては、承認した業務提案書と整合が図られていることを確認するものとする。

エ 要綱別紙2の第1の2の(3)に定める業務実施計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

① (1)のエに定める業務提案書の重要な変更該当する場合

② 交付金が増額する場合

オ 業務実施計画の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第8号によるものとし、別記様式第5号の業務実施計画に準じた書類を添付するものとする。

カ 要綱別紙2の第1の2の(3)による業務実施計画の変更の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

(3) 事業の着手

ア 事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ環境バイオマス政策課長の適正な指導を受けるとともに、民間評価検討団体は、別記様式第9号により、その理由を明記した交付決定前着手届を環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、民間評価検討団体は、技術評価検討事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の環境バイオマス政策課長からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、民間評価検討団体の責任とする。

ウ 民間評価検討団体は、交付決定前に着手した場合には、交付金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

2 助成

(1) 民間評価検討団体が実施中又は既に終了している事業を技術評価検討事業の助成対象とすることは、認めないものとする。

(2) 要綱別紙2の第2の国の助成措置の対象となる経費は、別表の2のとおりとする。

3 技術実証成果の評価検討等

(1) アドバイザリー委員会の運営

民間評価検討団体は、要綱別紙1の第4の(4)に基づいて委員会を運営し、事業の進ちよく状況等の検証を行うものとする。また、要綱別紙2の第3の(1)の報告は別記様式第10号によるものとし、平成23年8月末までに環境バイオマス政策課長へ報告するものとする。

(2) 技術実証成果の評価検討

民間評価検討団体は、別表の1に定める事業について、事業全体及び今後の展望等についての評価を取りまとめるものとする。また、要綱別紙2の第3の(2)の報告は別記様式第10号によるものとし、平成23年11月末までに中間報告を、平成24年3月末までに最終報告を環境バイオマス政策課長に行うものとする。

4 事業実施状況の報告

要綱別紙2の第4の報告は別記様式第11号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

5 証拠書類の保管

民間評価検討団体は、技術評価検討事業に関する証拠書類又は証拠物を、技術評価検討事業の実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

6 知的財産権の帰属等

(1) 技術評価検討事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第13号による確認書を環境バイオマス政策課長に提出することによって、民間評価検討団体に帰属するものとする。

ア 民間評価検討団体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第14号により報告書を作成し、環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ 民間評価検討団体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。

ウ 民間評価検討団体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(2) 民間評価検討団体が技術評価検討事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受け

ることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(3) なお、特許権等の知的財産権とは以下のものとする。

ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

エ 品質登録を受ける地位又は育成者権

オ プログラム及びデータベース著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む）

附 則 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1957号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

3 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領に基づき実施されるバイオエタノール混合ガソリン事業の平成23年度以降に行う事業の評価等については、本要領により実施するものとする。

4 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領に基づき平成22年度以前に採択されたバイオエタノール混合ガソリン事業のうち平成23年度以降も継続して実施する事業については、本要領により実施するものとする。

要領別表（第2の2の（3）関係）

1 バイオエタノール混合ガソリン事業

助成対象事業	助成対象経費
<p>(1) 施設整備 事業目標の達成に必要な施設の整備</p> <p>① バイオエタノール製造施設 ② バイオ燃料混合施設 ③ バイオ燃料供給施設 ④ その他一体的に必要な施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 測量及び試験費 ・ 機械器具費
<p>(2) 地域協議会の運営</p> <p>① 地域協議会の運営 ② 事業実施計画の作成等 ③ バイオ燃料の利用促進活動 ④ 事業の自主評価 ⑤ 補助金等の監査及び経理指導 ⑥ 事業の進捗状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 燃料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料
<p>(3) 技術実証 バイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証</p> <p>① 製造実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転及び新技術の開発・導入等 ・ 効率的なバイオマス原料の収集輸送システムを確立するために行う収集輸送及び新技術の開発・導入等 ・ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入等 <p>② 品質実証 バイオ燃料の品質を確保するために行う製品輸送及び新技術の開発・導入等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 燃料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 研究機材費 ・ 機械賃料

※ E T B Eとしてバイオ燃料を流通させる場合については、助成対象を、プラントで生産されるバイオエタノールをE T B E製造施設まで輸送するところまでとする。

助成対象施設の内容

区 分	内 容
1. バイオエタノール製造施設	原料受入れ設備、原料貯蔵設備、原料前処理設備、発酵設備、蒸留設備、脱水設備、製品貯蔵設備、製品払出し設備、副産物処理・貯蔵・払出し設備、廃水処理設備、ユーティリティー設備（ボイラ設備・受変電設備・用水設備・計装用空気設備等）、建屋、計装設備、消火設備
2. バイオ燃料混合施設	バイオエタノール受入れ設備、バイオエタノール貯蔵設備、混合出荷設備、消火設備
3. バイオ燃料供給施設	給油機改造、地下タンク、消火設備
4. その他一体的に必要となる施設	その他事業目標の達成のために一体的に必要となる施設

施設整備の実施に要する経費に係る国の助成対象経費

区 分	経 費
1. 工事費	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費
2. 測量及び試験費	工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要な経費で、コンサルタント等に委託する場合の経費を含む
3. 機械器具費	工事の施工に必要な試験器具の購入に必要な経費

地域協議会の運営及び技術実証の実施に要する経費に係る国の助成対象経費

区 分	経 費
1. 人件費	協議会の運営、技術実証に直接従事する者の人件費
2. 報償費	謝礼金
3. 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費）
4. 機械・備品費	単体で機能し、耐用年数1年以上、単価10万円以上の機械装置、器具等
5. 消耗品費	機械・備品費に該当しない物品
6. 光熱水料費	電気、ガス、水道料
7. 燃料費	燃料（灯油、重油等）費
8. 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
9. 委託料	コンサルタント等の委託料（広告普及掲載料等を含む）
10. 使用料及び賃借料	土地建物、自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料
11. 研究機材費	研究開発に必要な施設に係る機械・装置若しくは工具・器具の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費
12. 機械賃料	簡易整備の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料に係る経費

2 バイオエタノール技術評価検討事業（第3の2の（2）関係）

助成対象事業	助成対象経費
(1) アドバイザリー委員会の運営 (2) 技術実証成果の評価検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃貸料

アドバイザリー委員会の運営及び技術実証成果の評価検討の実施に要する経費に係る国の助成対象経費

区 分	経 費
1. 人件費 2. 報償費 3. 旅費 4. 機械・備品費 5. 消耗品費 6. 光熱水料費 7. 役務費 8. 委託料 9. 使用料及び賃借料	協議会の運営、技術実証に直接従事する者の人件費 謝礼金 普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費） 単体で機能し、耐用年数1年以上、単価10万円以上の機械装置、器具等 機械・備品費に該当しない物品 電気、ガス、水道料 通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料 コンサルタント等の委託料（広告普及掲載料等を含む） 土地建物、自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料

要領別添（第2の1の（1）関係）

地域協議会が満たすべき要件等について

第1 要件及び手続

- 1 要綱第4の1により設置する地域協議会は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。
 - (1) 代表者が定められていること。
 - (2) 原則として、農業者団体等の原料供給者、バイオ燃料製造事業者及びバイオ燃料供給事業者が会員に含まれていること。なお、要綱別表の3の事業を行う場合には、油糧作物栽培関係者（耕作放棄地等の活用による油糧作物栽培を推進する都道府県、市町村、農業委員会、農業者団体、土地改良区等）が会員に含まれていること。
 - (3) 原則として、バイオ燃料製造事業者が地域協議会の事務局を構成していること。
 - (4) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにその責任者、財産の管理の方法、公印の管理、使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程（別途通知で示す規程例を参考に作成されているもの。）が定められていること。
 - (5) 地域協議会規約その他の規程において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 地域協議会の設置等に係る手続は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 地域協議会を設置しようとする者は、次に掲げる地域協議会規約その他の規程を定め、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。
 - ア 地域協議会規約
 - イ 事務処理規程
 - ウ 会計処理規程
 - エ 文書取扱規程
 - オ 公印取扱規程
 - カ 内部監査実施規程
 - (2) 地域協議会の代表者は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程を作成し、原則として、要綱第4の2（1）により地域計画を提出するときに、環境バイオマス政策課長又は地方農政局長に提出するものとする。
 - (3) 地域協議会の代表者は、地域協議会規約その他の規程を変更したときは、環境バイオマス政策課長に速やかに届け出なければならない。

第2 事務

- 1 地域協議会が行う事務は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 地域協議会の運営
 - (2) 地域計画の作成等
 - (3) 事業実施計画の作成等
 - (4) バイオ燃料の利用促進活動
 - (5) 事業の自主評価
 - (6) 補助金等の監査及び経理指導
 - (7) 事業の進捗状況の確認
 - (8) 油糧作物栽培の実施状況の確認
- 2 地域協議会は、事務の一部を地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、当該地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

第3 関係書類の閲覧

国は、必要に応じて、地域協議会の経理内容を調査し、補助金等の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、施設整備又は技術実証を行う事業実施主体に対して行われた助成に係る経理内容を調査し、補助金等の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

第4 経理事務指導

国は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金等に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、施設整備又は技術実証を行う事業実施主体に対し、補助金等に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

第5 証拠書類の保管

地域協議会又はその地位を承継した者は、補助金等の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業に係る国からの補助金等の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

第6 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、地域計画、活動報告、その他事業を実施する上で定めた計画等について、可能な限り、インターネット又は広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、地域協議会の会員は、地域協議会に協力するものとする。

バイオ燃料地域利用モデル実証事業

(農山漁村 6 次産業化対策交付金)

実施要領別記様式

- 様式 1 地域計画書 (バイオエタノール混合ガソリン事業)
業務提案書 (バイオエタノール技術評価検討事業)
- 様式 2 地域計画申請書
業務提案申請書
- 様式 3 地域計画の承認
業務提案の承認
- 様式 4 地域計画変更申請書
業務提案変更申請書
- 様式 5 事業実施計画 (バイオエタノール混合ガソリン事業)
取りまとめ
地域協議会活動
施設整備
技術実証
業務実施計画 (バイオエタノール技術評価検討事業)
- 様式 6 事業実施計画申請書
業務実施計画申請書
- 様式 7 事業実施計画の承認
業務実施計画の承認
- 様式 8 事業実施計画変更申請書
業務実施計画変更申請書
- 様式 9 交付決定前着手届け
- 様式 10 事業評価報告書
バイオエタノール混合ガソリン事業
バイオエタノール技術評価検討事業
- 様式 11 事業成果状況報告書
- 様式 12 収支状況報告書
- 様式 13 知的財産権の確認書
- 様式 14 特許権等出願・取得状況報告書

〇〇〇プロジェクト

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
(バイオエタノール混合ガソリン事業)

地域計画書

提出者名：〇〇〇地域協議会

会長名：〇〇〇〇(所属) 〇〇〇〇(役職名) 〇〇〇〇(氏名) [印]

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇〇地域協議会

目 次

1. 全体計画概要
2. 地域協議会活動計画
3. 原料調達計画
4. 施設整備計画
5. 技術実証計画
6. 販売計画

〇〇〇地域計画書（バイオエタノール混合ガソリン事業）

1. 全体計画概要

事業名					
提出者					
事業概要					
地域エリア					
原料					
施設整備 計画諸元	バイオエタノール製造施設 設置場所：		年間稼働日数：		
バイオ燃料 販売形態					
地域計画目標	バイオエタノール製造量	(kl/年)			
	バイオ燃料販売量	(kl/年)			
	バイオエタノール製造効率	(kl/t)			
	バイオ燃料の品質適合度	(%)			
事業費	費目	事業工期	全体事業費 (百万円)	直近3か年度事業費(千円)	
				H○	H○
	地域協議会 活動費				
	施設整備費				
	技術実証経 費				

*）各事業費について、金額の積算の内容が分かる資料（積算基礎）の提出を求められることがあるので、準備をしておくこと。

2. 地域協議会活動計画

地域協議会名						
地域協議会構成	分野	氏名(所属・役職)				
	○必須メンバー					
	原料供給者(農業団体等)					
	バイオ燃料製造事業者					
	主なバイオ燃料供給事業者					
	○その他メンバー	氏名(所属・役職)				
	主なバイオ燃料実需者					
	有識者					
	市町村					
	都道府県					
その他						
地域協議会事務局	会長名： 住所： 連絡先：(TEL / FAX) E-mail： H P : http//					
地域協議会活動計画と事業費	内容	活動工期	全体事業費(千円)	直近3カ年事業費(千円)		
				H○	H○	H○
その他特記事項						

*) 地域協議会規約等添付

3. 原料調達計画

原料						
年度別原料調達計画 (t)	原料	H○	H○	H○	H○	H○
年間原料調達計画 (t)	原料	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	備考
						*製造量目標達成時点
原料調達コスト試算	(プラント着コスト試算結果)					
その他特記事項						

4. 施設整備計画 (1 / 2)

バイオエタノール製造技術全般						
施設整備内容	区分	規模・能力	数量	全体事業費 (千円)	H○国費 1/2(千円)	その他 (千円)
	製造施設					
	混合施設					
	供給施設					
	その他					
施設整備事業実施主体相関図						
バイオエタノール製造施設整備工程表	作業内容	(月) 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	備考			

4. 施設整備計画 (2 / 2)

施設名					
事業実施者 (施設所有者)	所属 住所 代表者氏名 担当者氏名・役職 連絡先 / (TEL/FAX) E-mail				
バイオエタノール製造施設 設置場所	名称				
	住所				
	所有者				
施設能力	年間 製造量	KI/年 KI/日		稼働 日数	日/年
バイオエタノール製造施設 整備費と資金 調達先	全体事業費 (千円)	国費 (千円)	自己資金 (千円)	借入金(千円)	
				利率： 借入先：	
バイオエタノール製造施設 技術の特徴・新 規性	発酵				
	蒸留・ 脱水				
	副産物利 用(処理)				
バイオエタノール製造施設 操作・維持管理 人員配置計画 と体制	役割	資格等			人数
	総括 業務管理者 経理責任者 技術管理者				
バイオエタノール製造施設 行政手続	施設整備を行うに当たり留意すべき法令及び条例等				
	法令・条例名			許認可、届出の状況	
その他特記事項					

添付資料：位置図、エタノール製造技術フロー図、各施設設備配置図・一般図、技術内容が分かる資料

5. 技術実証計画

事業実施者	所属 住所 代表者氏名 担当者氏名・役職 連絡先 / (TEL/FAX) E-mail						
技術実証内容	テーマ課題	技術実証内容					
技術実証費	テーマ課題	全体事業費 (千円)	直近3カ年の事業費(千円)			備考(委託 先等)	
			H○	H○	H○		
	全体						
技術実証工程	テーマ課題	H○	H○	H○	H○	H○	備考
技術実証体制	(テーマ毎の実施体制)						
その他特記事項							

添付資料：技術実証の提案技術内容が分かる資料

6. バイオ燃料販売計画

販売形態・方式						
バイオ燃料販売計画(事業終了時：H24)	バイオエタノール製造量 (kl/年)					
	バイオ燃料製造量 (kl/年)					
	バイオ燃料販売先別販売量 (kl/年)	① ② ③ ④ 全体				
	バイオ燃料販売価格 (円/l)					
バイオエタノール年度製造計画	年度	H○	H○	H○	H○	H○
	製造量 (kl/年)					
バイオ燃料年度販売計画	年度	H○	H○	H○	H○	H○
	販売量 (kl/年)					
副産物販売計画(事業終了時：H24)	副産物名	製造量	販売量	販売先	販売価格	
収支計画	収益	項目	金額	要		
		売上(燃料) (副産物) 特許権等の譲渡 その他				
		合計				
	費用	項目	金額	要		
		原料費 施設運転費 減価償却費 一般管理費等 租税公課 その他(支払利子等)				
		合計				
その他特記事項						

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
「地域計画書」

提出者名：○○○地域協議会

会長名：○○○○（所属） ○○○○（役職名） ○○○○（氏名） [印]

所在地：○○県○○市○○町○番○号（〒○○○-○○○○）

連絡先

会長名 所属 ○○○会 ○○○部○○○課

役職名 ○○○○

氏名 ○○ ○○

住所 ○○県○○市○○町○番○号（〒○○○-○○○○）

TE ○○○-○○○-○○○○ 内 ○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○

E-mail *****@*****

担当者 所属 ○○○会 ○○○部○○○課

役職名 ○○○○

氏名 ○○ ○○

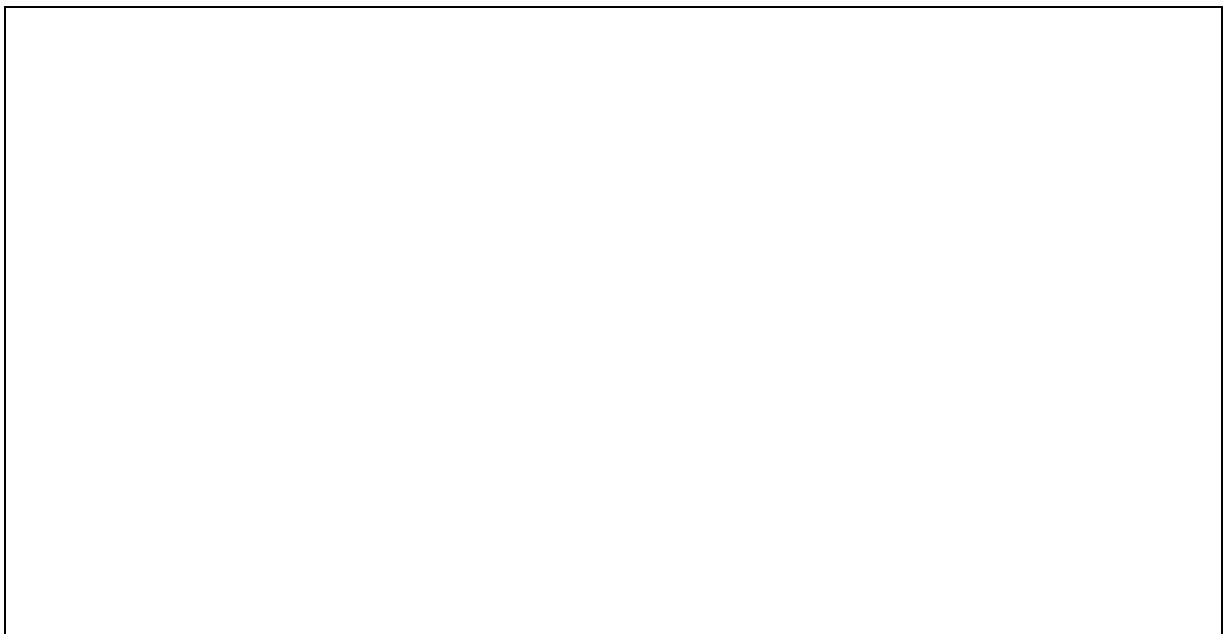
住所 ○○県○○市○○町○番○号（〒○○○-○○○○）

TE ○○○-○○○-○○○○ 内 ○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○

E-mail *****@*****

推進体制図



(別記様式第1号)

業務提案書

団体概要	名 称		
	代 表 者		
	住 所		
	担 当 者 名		
	連 絡 先 (電 話 番 号)		
業務実績	農業と農村振興への知見		
	バイオマス利活用への知見		
	バイオ燃料への知見		
	外部有識者等を含む委員会等の開催実績		
	その他		
	※上記のそれぞれについて、団体若しくは団体に所属する者から出版した出版物がある場合、官公庁等から業務受託の実績がある場合等の実績について、定量的かつ具体的内容を記載する。さらに、それらの実施の事実が判断できる資料等を添付する(報告書等をそのまま添付することを求めるものではない。)		
業務提案	業務実施の考え方		
	アドバイザー委員会の運営		
	技術実証成果の評価検討		
	※表中には要旨を記入し、参考資料がある場合にはその資料を添付する。		
経費	項目	全体事業費	備考
		H23	
	アドバイザー委員会の運営		
	技術実証成果の評価検討		
	計	0	
その他特記事項			

別記様式第2号

番 号
年 月 日

(地方農政局長経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
地域協議会名
又は代表者氏名 印

地域計画申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱(平成23年4月1日22環第286号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第1の2(1)に基づき、地域計画を提出します。

(注) 関係書類として、別記様式第1号の地域計画を添付すること

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

業務提案申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成23年4月1日22環第286号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第1の1（1）に基づき、業務提案書を提出します。

（注）関係書類として、別記様式第1号の業務提案書を添付すること

別記様式第3号

番 号
年 月 日

(地方農政局長経由)

地域協議会 殿

(または地域協議会の代表者になることが予定される者)

農林水産省大臣官房

環境バイオマス政策課長 印

地域計画 (*変更) の承認について

平成〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった地域計画(*変更)について、承認する。

※ 本様式は、当初及び変更計画承認の様式を兼ねており、変更の承認の際は、地方農政局を経由して通知する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

住所
技術評価検討団体
代表名 殿

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 印

業務提案（*変更）の承認について

平成〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった業務提案(*変更)について、承認する。

※ 本様式は、当初及び変更計画承認の様式を兼ねている。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

(地方農政局長経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
地域協議会名 印

地域計画変更申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 1 の 3 に基づき、地域計画を変更したいので、承認申請をします。

（注）関係書類として、別記様式第 1 号の地域計画に準じた書類を作成し、添付すること

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
体表名 印

業務提案変更申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 1 の 1（3）に基づき、業務提案を変更したいので、承認申請をします。

（注）関係書類として、別記様式第 1 号の業務提案に準じた書類を作成し、添付すること

平成〇〇年度 バイオ燃料地域利用モデル実証事業 事業実施計画(バイオエタノール混合ガソリン事業)

事業名		地域協議会名						
事業目標	項目	目標値	H〇	H〇	H〇	H〇	H〇	備考
	バイオエタノール製造量 (kl/年)							(計画) 実績
	バイオ燃料販売量 (kl/年)							
	バイオエタノール製造効率 (kl/t) *複数原料の場合は原料毎							
	バイオ燃料の品質適合度 (%)							
施設整備費	主要施設整備諸元							
	区分	施設名	能力・規模	数量	全体 事業費 (千円)	H〇年度 事業費 (千円)	H〇年度 国費(1/2) (千円)	
	バイオエタノール製造施設							
	バイオ燃料混合施設							
	バイオ燃料供給施設							
	その他							
合 計								
地域協議会活動費	区分	内容		数量	全体 事業費 (千円)	H〇年度 事業費 (千円)	H〇年度 国費(10/10) (千円)	
	合 計							
技術実証費	テーマ課題	内容		数量	全体 事業費 (千円)	H〇年度 事業費 (千円)	H〇年度 国費(10/10) (千円)	
	合 計							

平成〇〇年度 バイオ燃料地域利用モデル実証事業 事業実施計画(バイオエタノール混合ガソリン事業)

事業名		地域協議会名					
事業管理	区分	全体事業費 (千円)	前年度まで支出額 (千円)	同 進捗率	H〇年度事業費 (千円)	H〇年度 国費(10/10) (千円)	事業額 (千円)
	施設整備費						
	地域協議会活動費						
	技術実証費						
	合 計						

○全体位置図

*) 当該年度実施箇所を着色

○原料調達からバイオエタノール製造、販売までのフロー図

*) 当該年度実施箇所を着色

*) 各事業費について、金額の積算の内容が分かる資料(積算基礎)の提出を求めることがあるので、準備をしておくこと。

別記様式第5号

事業実施計画書（地域協議会活動）
～エタノール混合ガソリン事業～

1. 事業名

2. 事業実施主体

地域協議会名	会長名	事務局住所	電 話 F A X	E-mail	H P

3. 地域協会構成メンバー

	分 野	氏 名	役職	所属
必須メンバー	原料供給者（農業団体等）			
	バイオエタノール製造事業者			
	主なバイオ燃料供給事業者			
その他メンバー	主なバイオ燃料実需者			
	有識者			
	市町村			
	都道府県			
	その他			

6. 事業目標

項目	目標値	H○	H○	H○	H○	H○	備考
バイオエタノール製造量 (kl/年)							(計画) 実績
バイオ燃料販売量 (kl/年)							
バイオエタノール製造効率 (kl/t) *複数原料の場合は原料ごと							
バイオ燃料の品質適合度 (%)							

7. その他特記事項

*) 地域協議会規約等添付

別記様式第5号

事業実施計画書（施設整備）
～エタノール混合ガソリン事業～

1. 事業名（地域協議会名）

2. 事業実施主体

区分	事業実施主体名	代表者名 (担当者名)	住所	電 話 F A X	E-mail
バイオエタノール製造施設					
バイオ燃料混合施設					
バイオ燃料供給施設					
その他					

3. 事業実施主体相関図

--

4. 事業実施期間

5. 施設整備費工程表

区分	作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
バイオエタノール製造施設														
バイオ燃料混合施設														
バイオ燃料供給施設														
その他														

6. 事業目標

項目	目標値	HO	HO	HO	HO	HO	備考
バイオエタノール製造量 (kl/年)							(計画) 実績
バイオ燃料販売量 (kl/年)							
バイオエタノール製造効率 (kl/t) *複数原料の場合は原料ごと							
バイオ燃料の品質適合度 (%)							

5. 施設整備費

区分	施設名	能力・規模 (単位)	数量 (単位)	全体事業費 (千円)	H〇年度事業費 (千円)	うち国費(1/2) (千円)
バイオエタノール製造施設						
バイオ燃料混合施設						
バイオ燃料供給施設						
その他						

※) 各事業費について、金額の積算の内容が分かる資料(積算基礎)の提出を求められることがあるので、準備をしておくこと。

6. 施設整備費と資金の調達先

区分	施設名	全体事業費 (千円)	自己資金 (千円)	借入金 (千円)	利率 借入先	その他 (千円)
バイオエタノール製造施設						
バイオ燃料混合施設						
バイオ燃料供給施設						
その他						

7. 全体位置図（施設整備計画位置と当該年度施設整備実施箇所）

*（当該年度施設整備実施箇所を着色）

8. バイオエタノール製造フロー図

*（当該年度施設整備実施箇所を着色）

(9-14 バイオエタノール製造施設)

9. 施設の設置場所

名称	
住所	
所有者	

10. 施設の施設能力

施設能力	稼働日数
年 k1/	日/年
日 k1/	

11. 施設の技術の特徴及び新規性

発酵	
蒸留・脱水	
副産物利用	

12. 施設の操作維持管理人員配置計画と体制

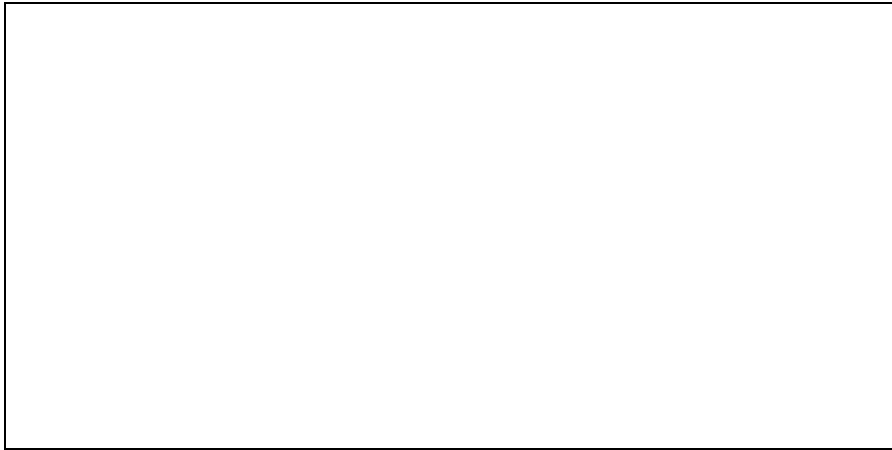
役割	資格等	人数
----	-----	----

総括 業務管理者 経理責任者 技術管理者		
-------------------------------	--	--

13. 施設整備に係る行政手続

法令・条例名	許認可、届出の状況

14. その他特記事項



添付資料：位置図、エタノール製造技術フロー図、各施設設備配置図・
一般図、技術内容が分かる資料

5. 技術実証事業費

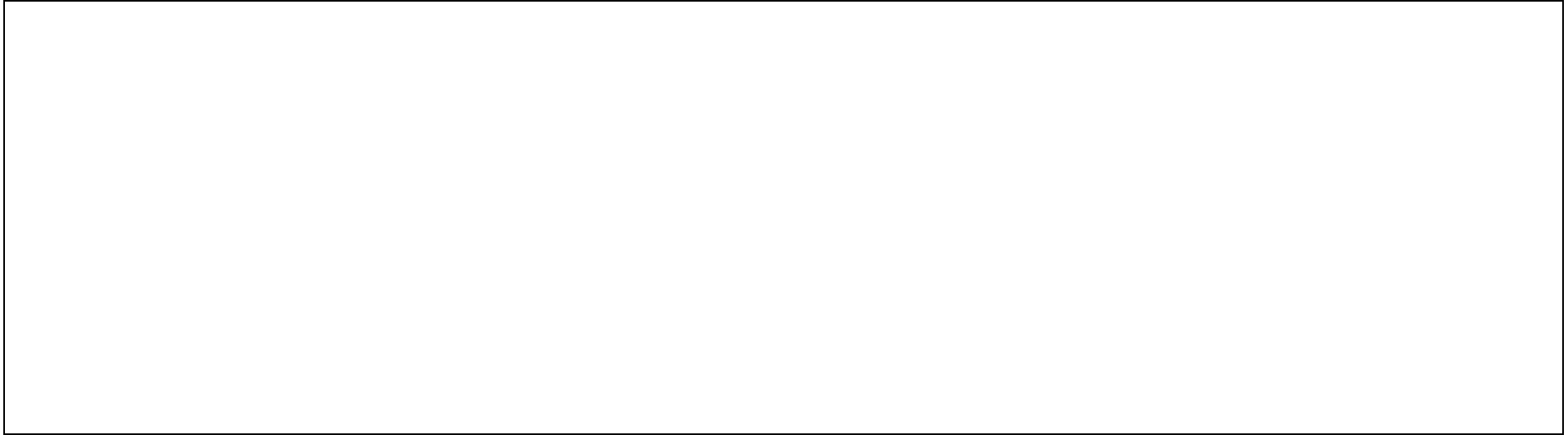
項目	全体事業費(千円)	直近3か年の事業費(千円)			備考(委託先等)
		H○	H○	H○	
全体					

※) 各事業費について、金額の積算の内容が分かる資料(積算基礎)の提出を求められることがあるので、準備をしておくこと。

6. 事業目標

項目	目標値	H○	H○	H○	H○	H○	備考
バイオエタノール製造量 (kl/年)							(計画) 実績
バイオ燃料販売量 (kl/年)							
バイオエタノール製造効率 (kl/t) *複数原料の場合は原料毎							
バイオ燃料の品質適合度 (%)							

7. 技術実証体制



8. その他特記事項



添付資料：技術実証の提案技術内容が分かる資料

(別記様式第5号)

業務実施計画

団体概要	名	称		
	代	表	者	
	住		所	
	担	当	者	名
	連絡先(電話番号)			
事業実施内容	テーマ課題	実施回数等	事業実施内容	
	アドバイザー委員会の運営			
	技術実証成果の評価検討			
事業費	テーマ課題	全体事業費	備考	
		H23		
	アドバイザー委員会の運営			
	技術実証成果の評価検討			
	計	0		
事業実施体制				
その他特記事項				

<添付資料> ①事業実施内容の詳細が分かる資料
②事業費の積算の基礎となる資料

別記様式第6号

番 号
年 月 日

(地域協議会経由)
地方農政局長 殿

住 所

事業実施主体名 印

平成〇年度 事業実施計画申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成23年4月1日22環第286号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の4（2）に基づき、事業実施計画を提出します。

（注）関係書類として、別記様式第5号の事業実施計画を添付すること。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

平成〇年度 業務実施計画申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成23年4月1日22環第286号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第1の1（1）に基づき、業務実施計画を提出します。

（注）関係書類として、別記様式第5号の業務実施計画を添付すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

(地域協議会経由)
事業実施主体 殿

地方農政局長 印

平成 年度事業実施計画 (*変更) の承認について

平成〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった事業実施計画 (*変更) について、承認する。

※ 本様式は、当初及び変更計画承認の様式を兼ねている。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

住所
技術評価検討団体名
代表名 殿

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 印

平成 年度業務実施計画（*変更）の承認について

平成〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった業務実施計画（*変更）について、承認する。

※ 本様式は、当初及び変更計画承認の様式を兼ねている。

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

(地域協議会経由)
地方農政局長 殿

住 所

事業実施主体名 印

平成〇年度 事業実施計画変更申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 1 の 5 に基づき、事業実施計画を変更したいので承認申請をします。

1. 変更内容

内容	変更計画	現計画	備考（増△減）

2. 変更の要旨及び理由

--

(注) 関係書類として、別記様式第 5 号の事業実施計画を添付すること。

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

平成〇年度 業務実施計画変更申請書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 1 の 2（3）に基づき、業務実施計画を変更したいので承認申請をします。

1. 変更内容

内容	変更計画	現計画	備考（増△減）

2. 変更の要旨及び理由

--

（注）関係書類として、別記様式第 5 号の業務実施計画を添付すること。

別記様式第9号

番 号
年 月 日

(地域協議会経由)
地方農政局長 殿

住 所

事業実施主体名 印

交付決定前着手届

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成23年4月1日22環第287号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第2の1（6）に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	事業名	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

交付決定前着手届

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成23年4月1日22環第287号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第3の1（3）に基づき、業務実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	事業名	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

地域協議会名 印

平成○年度 事業評価報告書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 4 の 1（1）に基づき、事業評価報告書を提出します。

別 添 (バイオエタノール混合ガソリン事業)

1. 事業目標

項 目	○年度目標	○年度実績
バイオエタノール製造量		
バイオ燃料販売量		
バイオエタノール製造効率		
バイオ燃料品質適合度		

【事業目標の達成状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

2. 原料調達

種類	○年度計画			○年度実績		
	主な調達先	量	価格	主な調達先	量	価格

【原料調達の状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

※ 原料の調達価格が最も安価であったか検証すること。

3. 販売

種類	○年度計画			○年度実績		
	主な販売先	量	価格	主な販売先	量	価格

【販売の状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

4. 地域協議会活動

○年度計画	○年度実績

【地域協議会の活動状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

5. 施設整備

○年度計画	○年度実績

【施設整備の状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

6. 技術実証

○年度計画	○年度実績

【技術実証の実施状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

7. 総合評価

○○○○○・・・・・・・・。

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表者 [印]

平成〇年度 事業評価報告書
(アドバイザー委員会の運営)

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 3 の（1）に基づき、事業評価報告書を提出します。

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表者 [印]

平成○年度 事業評価（中間）報告書
（技術実証成果の評価検討）

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 3 の（2）に基づき、事業評価（中間）報告書を提出します。

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

(地方農政局長経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所

地域協議会名 印

平成○年度 事業成果状況報告書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 4 の 5 に基づき、事業成果状況報告書を提出します。

別 添

項 目	○年度	前年度
バイオエタノール製造量 又はバイオディーゼル燃料製 造量		
バイオ燃料販売量		
地域協議会活動		

総合評価

○○○○○・・・。

別記様式第 11 号

番 号
平成 年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表者 [印]

平成○年度 事業成果状況報告書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 4 に基づき、事業成果状況報告書を提出します。

(別記様式第11号別添)

事業成果状況報告

団体概要	名 称				
	代 表 者				
	住 所				
	担 当 者 名				
	連 絡 先 (電 話 番 号)				
事業実施内容	テーマ課題	実施回数等	事業実施内容		
	アドバイザー委員会の運営				
	技術実証成果の評価検討				
事業費	テーマ課題	当該年度事業費(千円)		備考	
	アドバイザー委員会の運営				
	技術実証成果の評価検討				
	計	0			
事業実施体制					
その他特記事項					

<添付資料> 事業実施内容の詳細が分かる資料

別記様式第 12 号

番 号
年 月 日

(地域協議会経由)
地方農政局長 殿

住 所

事業実施主体名 印

平成○年度 収支状況報告書

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 286 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 5 の 1 に基づき、収支状況報告書を提出します。

(金額：千円)

区 分		平成○年度	平成○年度 までの累計
収益	売上（バイオ燃料）	①	
	（副産物等）	②	
	特許権等の譲渡等	③	
	合計（④）	① + ② + ③	
費用	原料費	⑤	
	施設運転費	⑥	
	減価償却費	⑦	
	一般管理費等	⑧	
	租税公課	⑨	
	その他（支払利子等）	⑩	
	合計（⑪）	⑤ ~ ⑩	
差し引き利益（⑫）		④ - ⑪	
収益返納額			

[注]

1. 収益・費用の各区分の金額は、補助事業者の会計事務処理上の区分で最も近縁・類似した区分の金額を記入すること。
2. 説明に必要な資料を適宜添付すること。
3. 千円単位で記入し、百円単位は切り捨てること。
4. 収益返納額の欄は、平成 28 年度収支状況報告書において、累計の差し引き利益がある場合には、技術実証に係る補助金の累計額を限度として、その利益に相当する金額を記入すること。（平成 28 年度収支状況報告書のみ記入）
5. 事業評価の結果、原料が最も安価でなかった場合には、最も安価な原料費を費用に計上すること。

(地域協議会及び地方農政局長経由)

農林水産省大臣官房

環境バイオマス政策課長 殿

住 所

事業実施主体名 印

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
知的財産権の確認書

事業実施主体である〇〇〇〇は、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 287 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第 2 の 5（1）に基づき、環境バイオマス政策課長に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行うバイオ燃料地域利用モデル実証事業の成果により知的財産権の出願又は取得した場合、遅滞なく、当該実施要領の規定に基づき環境バイオマス政策課長にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記 2. に基づき環境バイオマス政策課長に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、環境バイオマス政策課長の円滑な権利の利用に協力する。
5. 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長が上記 3. に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅延なく、理由書を環境バイオマス政策課長に提出する。

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
知的財産権の確認書
(バイオエタノール技術評価検討事業用)

事業実施主体である〇〇〇〇は、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 287 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第 3 の 6（1）に基づき、環境バイオマス政策課長に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行うバイオ燃料地域利用モデル実証事業の成果により知的財産権の出願又は取得した場合、遅滞なく、当該実施要領の規定に基づき環境バイオマス政策課長にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記 2. に基づき環境バイオマス政策課長に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、環境バイオマス政策課長の円滑な権利の利用に協力する。
5. 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長が上記 3. に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅延なく、理由書を環境バイオマス政策課長に提出する。

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

(地域協議会及び地方農政局長経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所

事業実施主体名 印

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
特許権等出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 287 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第 2 の 5（1）アに基づき、特許権等出願・取得状況報告書を提出します。

記

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

(地域協議会及び地方農政局長経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住 所
技術評価検討団体名
代表名 印

バイオ燃料地域利用モデル実証事業
特許権等出願・取得状況報告書
(バイオエタノール技術評価検討事業用)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 287 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第 3 の 6（1）アに基づき、特許権等出願・取得状況報告書を提出します。

記

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	